

建築工事積算マニュアル 新旧対照表

改定	現行
<u>令和7年4月版</u> 建築工事積算マニュアル 千葉市都市局建築部建築管理課	<u>令和6年4月版</u> 建築工事積算マニュアル 千葉市都市局建築部建築管理課

建築工事積算マニュアル 新旧対照表

改定	現行
目次 (省略)	目次 (省略)
第1 総則 1～2 (省略) 3 積算基準 (1) 公共建築工事の積算基準は、次のアからエに掲げるものを準用する。 ア 公共建築工事積算基準 (国土交通省) イ 公共建築工事共通費積算基準 (国土交通省) ウ 公共建築工事標準単価積算基準 (国土交通省) エ 公共建築工事積算基準等資料 (国土交通省) (2) 公共住宅建設工事の積算基準は、次のアからオに掲げるものを準用する。 ア 公共住宅建築工事積算基準 (公共住宅事業者等連絡協議会) 令和5年度版 イ 公共住宅電気設備工事積算基準 (公共住宅事業者等連絡協議会) 令和5年度版 ウ 公共住宅機械設備工事積算基準 (公共住宅事業者等連絡協議会) 令和5年度版 エ 公共建築工事標準単価積算基準 (国土交通省) オ 公共住宅事業者等連絡協議会における「労災補償に必要な保険契約における法定外の保険料等の補正」及び「現場労働者用の脱落制止用器具費」の取扱いについて (公共住宅事業者等連絡協議会) 4 (省略)	第1 総則 1～2 (省略) 3 積算基準 (1) 公共建築工事の積算基準は、次のアからエに掲げるものを準用する。 ア 公共建築工事積算基準 (国土交通省) イ 公共建築工事共通費積算基準 (国土交通省) ウ 公共建築工事標準単価積算基準 (国土交通省) エ 公共建築工事積算基準等資料 (国土交通省) (2) 公共住宅建設工事の積算基準は、次のアからエに掲げるものを準用する。 ア 公共住宅建築工事積算基準 (公共住宅事業者等連絡協議会) 令和元年度版 イ 公共住宅電気設備工事積算基準 (公共住宅事業者等連絡協議会) 令和元年度版 ウ 公共住宅機械設備工事積算基準 (公共住宅事業者等連絡協議会) 令和元年度版 エ 公共建築工事標準単価積算基準 (国土交通省) (令和5年3月29日付国営積第8号) 4 (省略)
第2 単価作成 1～7 (省略) 8 下請経費等 (1) (省略) (2) 公共住宅建設工事における「その他」の率は、公共住宅工事積算基準の「その他」の率を採用し、中間値を標準とする。なお、率の設定がされていない交通誘導警備員等については、同基準の「その他」の率を参考に設定し、中間値を標準とする。	第2 単価作成 1～7 (省略) 8 下請経費等 (1) (省略) (2) 公共住宅建設工事における「その他」の率は、公共住宅工事積算基準の「下請経費等」の率を採用し、中間値＋1％を標準とする。なお、率の設定がされていない交通誘導警備員等については、同基準の「その他」の率を参考に設定し、中間値＋1％を標準とする。
第3 数量及び計測・計算の方法 1 (省略) 2 端数処理 (1) 細目別内訳、別紙明細 ア (省略) イ 数量 (ア)～(イ) (省略) (ウ) 設計変更における増減数量の取扱いは、原則として設計変更の内容を含む最終数量を端数処理し、既契	第3 数量及び計測・計算の方法 1 (省略) 2 端数処理 (1) 細目別内訳、別紙明細 ア (省略) イ 数量 (ア)～(イ) (省略) (ウ) 単価が1円単位の場合、数量は小数点以下第1位を四捨五入し、整数とする。 (エ) 設計変更における増減数量の取扱いは、原則として設計変更の内容を含む最終数量を端数処理し、既契

建築工事積算マニュアル 新旧対照表

改定	現行
約計上数量（端数処理後数量）を減じたものとし、有効桁に満たない場合は、計上しない。 ウ（省略） （２）複合単価作成、代価表作成 ア 単価 （ア）～（ウ）（省略） （エ）（イ）の処理をする前の刊行物の掲載価格、刊行物の掲載価格の合算単価及び刊行物の掲載価格の単位換算単価の端数処理は行わない。ただし単位換算を行った結果、小数点以下第３位以降がある場合は小数点以下第３位以降を切捨て小数点以下第２位とする。 イ～エ（省略） （３）～（５）（省略） 第４ 省略 附 則 このマニュアルは、<u>令和７年４月１日</u>から適用する。	約計上数量（端数処理後数量）を減じたものとし、有効桁に満たない場合は、計上しない。 ウ（省略） （２）複合単価作成、代価表作成 ア 単価 （ア）～（ウ）（省略） （追記） イ～エ（省略） （３）～（５）（省略） 第４ 省略 附 則 このマニュアルは、<u>令和６年４月１日</u>から適用する。